

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

一 関 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
1	営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標	3
(1)	個別経営体（1戸1法人を含む）	3
(2)	リーディング経営体	4
(3)	集落型の農業法人（特定農業法人等）	4
(4)	新たに農業経営を行う青年等	4
2	経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	4
第3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項	5
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	5
2	その他農用地の利用関係の改善に関する事項	5
第4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	6
1	利用権設定等促進事業に関する事項	6
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	1 2
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	1 4
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項	1 5
5	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項	1 5
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	1 6
7	農地中間管理事業に関する事項	1 6
第5	その他	1 7
別表1	個別経営体の営農類型、経営規模及び生産方式	1 8
別表2	リーディング経営体の営農類型、経営規模及び生産方式	2 3
別表3	集落型の農業法人の営農類型、経営規模及び生産方式	2 5
別表4	新たに農業経営を行う青年等の営農類型、経営規模及び生産方式	2 6
別紙1	（第4の1（1）⑥関係）	2 9
別紙2	（第4の1（2）関係）	3 0

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 一関市は、平成17年9月に旧一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村及び川崎村の1市4町2村が合併し誕生したまちで、平成23年9月には藤沢町と合併した。

本市は、岩手県南端に位置し、東西は約63km、南北は約46kmの広さで、南は宮城県、西は秋田県と接し、総面積は1,256.42km²で県内では宮古市に次ぐ規模である。土地利用の状況は、総面積のうち62.9%が森林で占められ、次いで田が9.7%、畑が4.8%となっており、広大な農地や森林を有する本市において、第1次産業は基幹産業として重要な役割を担っている。

本市の農業は、自然条件と地域の特性を生かし、水稻を基幹に畜産、野菜、花き、果樹等を組み合わせ合わせた複合経営を展開するとともに、基盤整備事業、集落営農組織の法人化等の推進に取り組み、効率的かつ安定的な農業経営を目指している。

また、本市の主要な農畜産物としては、米、トマト、なす、きゅうり、ピーマン、小ぎく、りんどう、りんご、しいたけ、肉用牛、生乳、鶏、豚等があり、各品目とも東北有数の産地となっている。今後も安全で良質な農畜産物を安定的に生産し、消費者から信頼される産地づくりを推進するとともに、地産地消・地産外商による販路拡大を進め、豊かな自然により育まれる一関のめぐみのブランド化を目指していく。

特にも、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う福島原発事故に起因する放射性物質汚染被害農用地等の除染を進めるとともに、良質な一関市産の農畜産物を内外に発信することにより風評被害対策の取り組みを強化し、生産者の意欲向上と産地強化を図る。

一方で、本市の農業経営は小規模な農業経営体が多く、農業従事者の減少と高齢化が進んでいる。また、集落営農の組織化が進んでいるものの、担い手が不足し、農産物の販売額の減少や農地の遊休化等が進んでいる。

こうした状況に対処するため、地域のあるべき姿や、地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）を明確化した「地域農業マスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）の実質化の取組を実施し、その実現に向けた取り組みを展開している。

また、国においては、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定（令和2年3月31日閣議決定）し、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、実質化された地域農業マスタープランの実行と農地中間管理機構（以下「公益社団法人岩手県農業公社」という。）のフル稼働による担い手への農用地の集積・集約化等に取り組むこととされた。

また、法が改正（令和5年4月1日施行）され、地域の農業を担う者（以下「農業を担う者」という。）の確保及び育成を図るために県が岩手県農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備すること、また、基本構想を策定している市町村において地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めることとされた。

今後は、岩手県農業経営・就農支援センターとの連携や農地中間管理事業による農地の賃借等により、マスタープランに位置付けられた中心経営体やリーディング経営体の候補、地域計画に位置付けられた農業を担う者について、法人化や経営規模の拡大、生産活動の効率化、農地の集積・集約化などを促進し、経営基盤の強化を図るものとする。

併せて、マスタープランの実現や地域計画の策定に向け、新規就農者や中心経営体を認定農業者へ誘導するとともに、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体と連携しながら、認定農業者の農業経営改善計画や認定新規就農者の青年等就農計画の達成に必要な生産方式の合理化、経営管理の高度化、農業従事の態様の改善のための指導や研修等を実施する。

新規就農者の育成については、一関地方農林業振興協議会（市、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体で構成）の「新規就農トータルサポートシステム」により、研修から就農までを支援する。

- 2 この推進にあたっては、農業が魅力とやりがいのある産業となるよう、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が、当面目指すべき農業経営の指標を明らかにするものとする。

具体的には、本市及び周辺市町村の優良な経営事例を踏まえつつ、本市の他産業従事者並みの年間総労働時間及び年間農業所得を確保できるよう、効率的かつ安定的な経営体を育成するとともに、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担うよう、農業構造の確立を図るものとする。

また、このような農業構造への転換を着実に進めていくためには、円滑な世代交代が不可欠であり、次代を担う新規就農者の確保・育成を図るものとする。

- 3 この目標の実現に向けて、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体と連携し、次に掲げる取り組みを行う。

- (1) 農業経営の改善を意欲的に進めようとする認定農業者等に対し、農用地の集積・集約化、先進的技術の導入等による生産方式の合理化、経営改善方策の提示等による経営管理の高度化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を、総合的かつ重点的に講ずるものとする。
- (2) 個別経営体が不足する地域においては、特定農業団体や特定農業法人等、経営体としての実態を有する集落営農組織及び農作業の受託等を専門的に行うサービス事業体を育成するほか、地域の実情に応じ、農業協同組合等が行う農作業受託事業を促進する。
- (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、それぞれの発展段階に応じた生産技術や経営手法の習得を誘導するとともに、就農計画の実現に必要な農用地や機械等の生産基盤の確保等、関係機関・団体や地域の生産組織等が連携し、重点的に支援する。
- (4) 集落営農組織への農用地の集積・集約化の促進に当たっては、個別経営体の活動を阻害することがないように、個別経営体と集落営農組織との利用調整を十分行い、それぞれの農業経営が面的にまとまるよう配慮する。
- (5) ほ場整備事業による大区画化、農用地利用改善団体等による利用権の設定等や農作業受委託の際の利用調整活動を通じ、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農地利用の集団化を促進する。

- 4 このほか、次に掲げる支援を行う。

- (1) 家族経営協定の締結と農業経営改善計画の共同申請により、女性農業者の経営参画を促進する。
また、構成員個々の特性を發揮できる農村起業を推進し、生産から加工、販売まで意欲的に取り組む6次産業化を支援する。
- (2) 農業後継者への円滑な経営継承を図るため、農業技術習得や経営管理、青年等就農計画の作成及び計画の実践等を支援する。
また、農外からの新規就農者の受入体制を推進する。
具体的には、「新規就農トータルサポートシステム」により、新規卒者等就農促進支援事業、新規就農者育成総合対策、雇用就農資金等を組み合わせながら、研修から就農までを支援する。
- (3) 法人形態のもつさまざまな利点や、雇用就農の受け皿としての役割等を踏まえ、地域や経営の

実情に応じて法人化を推進するものとし、営農志向や熟度の高い経営体を対象として支援する。

(4) 地域農業をけん引する経営体を「リーディング経営体」として位置づけ、その育成を図るため、規模拡大や多角化に意欲的な農業者に対して集中的に支援する。

5 主な作目別には、次に掲げる取り組みを行う。

(1) 土地利用型農業については、農地中間管理事業及び公益社団法人岩手県農業公社の特例事業のほか、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業を活用することにより、利用権の設定等及び農作業受委託を促進し、経営規模の拡大、農用地の面的利用集積を進める。

特に、麦・大豆等については、経営規模を拡大する対策等の活用により団地化を図るとともに、担い手への農用地の利用集積を促進する。

(2) 地域の立地条件に応じて、野菜・花き等の高収益作物の導入による経営規模の拡大と収益向上を図るとともに、地域資源を活かした商品開発や販路の拡大等、経営の高度化・多角化を促進する。

6 本市は、平地地域から中山間地域まで農用地が広がり、地域の特性が異なることから、それぞれの地域の立地条件に応じた農業の展開を図るものとする。

(1) 土地利用型作物

スマート農業技術や直は栽培技術などを活用した水稲の低コスト生産、水田を中心とした麦・大豆等による土地利用型作物の計画的な作付けによる水田の高度利用を図る。

(2) 園芸等

水田等を活用し、園芸の生産拡大を図る。中山間地域においては、夏期の冷涼な気象条件を生かし、花きや地域特産物の生産拡大を図る。

(3) 畜産

水田等を活用した良質の飼料生産を促進し、畜産の生産振興を図る。中山間地域においては、公共牧場や耕作放棄地を生かした大家畜の飼養拡大を図る。

7 この農業生産基盤の強化を促進するため、一関農業振興地域整備計画に即し、基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、引き続き農村地域の合理的な土地利用の確保に努めるものとする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市及び周辺市町村の優良な経営事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について、次のとおり例示する。

1 営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標

(1) 個別経営体（1戸1法人を含む）

① 目指すべき営農類型と経営規模は、標準的な家族経営を想定して、1経営体あたりの年間所得がおおむね570万円を確保できる経営（主たる従事者1人、配偶者又は後継者等の家族従事者は1人、主たる従事者の年間所得はおおむね420万円）を提示した。

また、労働時間は主たる従事者2,000時間、従たる従事者1,000～1,500時間とし、これを超える場合には雇用を取り入れる体系とした。

② 本市における営農類型、経営規模及び生産方式は、別表1のとおりである。

(2) リーディング経営体

① (1)の個別経営体の年間所得目標を達成した経営体については、地域農業をけん引するリーディング経営体(年間所得がおおむね1,000万円以上)へ育成する。

② 本市における営農類型、経営規模及び生産方式は、別表2のとおりである。

(3) 集落型の農業法人(特定農業法人等)

① 主たる従事者2人が中心となり、30～40haの営農規模で、集落営農の発展を目指す農業法人の営農類型とした。

② 主たる従事者が、(1)で掲げる他産業従事者並みの労働時間(年間2,000時間)で、本市の他産業従事者と遜色ない年間所得(おおむね420万円)に到達する体系とし、組織の構成員に対しては、作業従事に見合う賃金と借地料を支払うものとする。

③ 本市における営農類型、経営規模及び生産方式は、別表3のとおりである。

(4) 新たに農業経営を行う青年等

① 新たに農業経営を行う青年等にあつては、生産技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況等を勘案して、就農5年後の農業経営の年間所得が、就業後間もない他産業従事者並みの250万円程度を確保できる経営とする。

② 本市における営農類型、経営規模及び生産方式は、別表4のとおりである。

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

経営管理の方法	農業従事の態様等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営改善計画の達成に向け、単年度ごとの取組内容を記載した単年度経営計画の作成と実践 ・ 複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・ 研修等による経営管理能力の向上 ・ パソコン等の導入による経営管理 ・ 経営体質の強化のための自己資本の充実 ・ 経営内の役割の明確化 ・ 生産工程管理(GAP)の実施 ・ 必要に応じ、法人形態への移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働評価の適正化と家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・ 休日制の導入、ヘルパーの活用等による計画的な休日の確保 ・ 作業量に応じた臨時雇用等の労働力の確保 ・ 農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 ・ 法人経営においては、従事者全員及び雇用者の社会保険の加入、厚生施設等の充実

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

第2に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を育成した場合、これらの農業経営が、地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標及び農用地の面的な利用集積の目標は、次のとおりである。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標

目 標	備 考
おおむね 85 %	

(注) 1 この目標は、個別経営体・集落型の農業法人等の地域における、農用地利用面積のシェアの目標である。

この場合、基幹的農作業を3作業以上実施している農作業受託の面積を含むものとし、基幹的農作業とは、水稻については、耕起、代かき、田植え、収穫、播種、その他作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業とする。

2 この目標年次は、令和12年度とする。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的な利用集積の目標

第2に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を営むものが、農用地を効率的に利用し得るよう、これらの者への面的利用集積を促進し、その割合が高まるよう努める。

(3) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

市内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、ほ場整備事業や地域計画に基づく農地中間管理事業の推進等により、県、市町村、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、担い手の農用地の連垣化や団地面積の増加を図る。また、中山間地域や担い手不足の地域においては、小規模・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め、地域全体で農用地の確保・有効利用を図る。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

第3の1に示した目標等を達成するため、県、農業委員会、いわて平泉農業協同組合、公益社団法人岩手県農業公社、一関地方農業再生協議会等の関係機関・団体との緊密な連携のもと、中心経営体の状況等に応じ、地域の地理的・自然的条件、営農類型の特性、農用地の保有・利用状況及び農業者の意向を踏まえた、効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用集積の取り組みを促進する。

その際、本市は、関係機関・団体とともに、こうした取り組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図りつつ、年度ごとに利用集積の進捗状況等を把握・検証する。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取り組みを行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大の努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、

両者の間で農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で十分な調整を行うこととする。

地域ごとの農用地の利用関係の改善については、次により進めることとする。

(1) 平地地域では、水稻、麦、大豆の作付けが中心となっており、中心経営体に農用地の利用集積が進んでいる。

しかし、経営体によっては農用地が分散した状況にあり、経営上の課題となっていることから、農用地の利用関係に関する地域の合意形成のもとに、農用地の面的な利用集積を促進することが重要となっている。

このため、関係機関・団体の連携のもと、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件のもとで、中心経営体が効率的かつ安定的な農業経営が営まれるよう努める。

(2) 中山間地域では、水稻の作付けが中心であるが、果菜・葉菜類等の園芸作目や肉用牛等の畜産も盛んであり、複合経営を行う認定農業者に対する農用地の利用集積が進んでいる。

しかし、土地利用型農業については、個々の経営体による農作業が中心で戸別の農業用機械所有等の高コスト体質が課題となっており、今後は集落営農の組織化等、作付けの集団化、農作業の共同化を図ることが重要となっている。

このため、関係機関・団体の連携のもと、農用地利用改善事業、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件のもとで、集落営農組織等が効率的かつ安定的な農業経営が営まれるよう努める。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、岩手県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行等を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- ⑤ 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ⑦ 農地中間管理事業

これらの各事業については、地域の特性やマスタープランやマスタープランを基礎として策定される地域計画を踏まえて、次により重点的に実施する。

ア 平地地域においては、ほ場区画の大型化による効率的な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業を重点的に実施する。特に、ほ場整備実施地区にあっては換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取り組みによって、担い手が連担的な条件のもとで効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、担い手不足のもとで増加している耕作放棄地解消に努める。さらに、農用地利用改善団体に対して、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の啓発に努め、必要に応じ同制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 法第18条の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

① 地域計画推進事業

市は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における地域計画を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、公益社団法人岩手県農業公社による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

② 協議の場の設置方法

ア 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

地域計画の協議の場の開催については、農業者、市、農業委員、農業協同組合、公益社団法人岩手県農業公社の農地コーディネーター、土地改良区、県、その他の関係者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに調整し、広く周知する。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農政推進課に設置する。

イ 協議すべき事項

(ア) 地域計画の区域

(イ) (ア) の区域における農業の将来の在り方

(ウ) (イ) の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(エ) 農業者その他の(ア)の区域の関係者が(ウ)目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

③ 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われている農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(2) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じて、それぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合における、その開発後の農用地を含む。以下同じ。）のすべてを効率的に利用して、

耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に、常時従事すると認められること。

(ウ) その者が、農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に、主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農用地の集団化を図るために必要な場合又は農業後継者が確保できることが確実である等の特別な事情がある場合を除き、認定農業者または認定新規就農者であること。

イ 混牧林地として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用すると認められること。

② 農用地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に関わらず、その農用地の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の促進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定に基づき岩手県知事が公益社団法人岩手県農業公社として指定する独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は公益社団法人岩手県農業公社が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者（農地所有適格法人、公益社団法人岩手県農業公社、農業協同組合、その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第6条で規定する者を除く）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担のもとに、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合は、業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙

1のとおりとする。

- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定等については、③に規定する農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せて行う農地所有適格法人である農事組合法人が、主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが、特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(3) 利用権の設定等の内容

利用権の設定（又は移転）を受ける場合の存続期間（又は残存期間）、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）方法等、農業経営の委託を受ける場合の存続期間、損益の算定基準及び決済方法等、所有権の移転を受ける場合の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払い方法並びに移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(4) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地における、利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び公益社団法人岩手県農業公社を除く）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に規定する様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認められるときは、農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(5) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、(6)の申出その他の状況から、農用地の利用集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより、設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の利用集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の30日前までに、当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(6) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権の設定等の調整を図ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 本市の全部又は一部を、その地区の全部又は一部とする土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項に規定する換地計画に係る地域における農用地の集団化と併せて利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により、農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

る。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員が行う作付地の集団化、農作業の効率化等、農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により、農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②、③ に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定による農用地利用集積計画で定めた利用権の存続を申し出る場合は、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の90日前までに申し出るものとする。

(7) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(6)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合は、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(6)の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区からの申出があった場合は、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ 本市は、①、②に規定する場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権の設定等の調整を図ったときは、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において、利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する要件に該当する者に限る）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等を行おうとする土地、その者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置、その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の利用集積及び利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するものとする。

(8) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項は、(2)の④に規定する者の実行する能力を確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名（又は名称）及び住所
- ② ①に規定する者が、利用権の設定等（(2)の④に規定する者の場合は、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者及び②に規定する土地について、利用権の設定等を行う者の氏名（又は名称）及び住所
- ④ ①に規定する者が、設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が、農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合は、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件、その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係（①に規定する者が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第23条第4項に規定する特定農業法人等である場合、実施主体等との協定に違反したときは、実施主体等は賃貸借又は使用貸借を解除することができる旨の条件を含む）
- ⑤ ①に規定する者が、所有権の移転の後における土地の利用目的、移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む）及びその支払いの方法（持分の付与を含む）、その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(2)の④に規定する者である場合は、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合は、賃借又は使用貸借を解除する旨の条件

イ その者が、賃借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するため、次に掲げる事項及びその他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(9) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(8)の②に規定する土地ごとに、(8)の①に規定する者及び当該土地の所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利、その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者について、すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について、利用権（存続期間が5年を超えないものに限る）の設定（又は移転）を行う場合における所有権を有する者の同意は、当該土地の2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(10) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は(6)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及び(8)の①から⑥までに掲げる事項を、掲示板への掲示等により公告する。

(11) 公告の効果

本市が(10)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって、利用権を設定（又は移転）又は所有権を移転するものとする。

(12) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(13) 紛争の処理

本市は、利用権の設定等が行われた後に借賃又は対価の支払等、利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(10)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(2)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担のもとに、継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合は、業務を執行する役員のいずれもが、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

- ② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
- ア (10)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた(2)の④に規定する者が、その農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当事者の一方又は双方が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- イ ①の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったとき。
- ③ 本市は、②の規定による取り消しを行ったときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を、掲示板への掲示等により公告する。
- ④ 本市は、③の規定による公告を行ったときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取り消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、所有者に対し利用権の設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとし、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益社団法人岩手県農業公社に協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を支援するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とする。

ただし、一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合は、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程について、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域を、その区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約、構成員について法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程の認定を受けることができる。

② 本市は、申請のあった農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定を行うものとする。

ア 農用地利用規程の内容が、基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が、認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示等により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況等により農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の区域内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、特定農業法人又は特定農業団体を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する、農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する、農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が、(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について、利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員から、その所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申請があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者とみなし、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認

定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む)に、利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内に、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体の指導、助言を求めたときは、連携して総合的な支援を行うための中心的役割を果たすように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進するうえで必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う特定農業法人又は特定農業団体の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受委託の促進の必要性の普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化の措置、農作業の受委託の組織的な促進の措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの実情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託への移行、さらには利用権の設定等への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、農業機械の償却等の観点からみた、適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせんの窓口の開設等を通じて、農作業の受委託を行おうとする者から申出があつた場合は、県、市等の関係機関と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、生産方式の合理化、経営管理の高度化に対応できる人材の育成に取り組む。

このため、意欲と能力のある者が幅広く、かつ、円滑に農業に参入し得るよう、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体との相談窓口の連携、先進的な法人等での実践的研修、女性農業者の能力を十分に発揮できるための研修等を通じた人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べ遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

(1) 農業を担う者の確保及び育成の考え方

① 市の安全・安心で高品質な農畜産物を安定的に生産し、本市農業を持続的に発展させていくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営体の育成や、時代を担う新規就農者の確保・育成、多様な担い手の確保に取り組む必要がある。

② このため、本構想第1「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織等の担い手について重点的に支援する。

③ また、次代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等への個別相談や、県内外での就農相談会への参加、移住・定住を含めた総合的な就農支援情報の全国発信などに岩手県や農業関係団体と連携して取り組む。

④ さらに、小規模・家族経営や農業と別の仕事を組み合わせた「半農半X」などの多様な形で農業に関わる者についても、農地を有効活用しながら、地域の農業を維持していく取組を促進する。

(2) 市が主体的に行う取組

① 新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、経営就農支援センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、就農に向けたサポートを行う。

② また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するほか、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

③ さらに、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、新規就農者育成総合対策、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、就農希望者の受入れについて、一関地方農林業振興協議会と連携し、就農地の生活・住居に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

(4) 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、一関地方農林業振興協議会と連携し、就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入の

イメージ等、就農等希望者が必要とする情報を農業経営・就農支援センターに提供する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たって、次に掲げる関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 本市は、基盤整備事業の促進を通じて水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の有効活用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指すうえでの条件整備を図る。
- ② 本市は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ③ 本市は、一関地方農業再生ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水田農業を中心とした農業の振興を図ることとする。特に、地域の土地利用の見直しを通じた農用地の利用の集積、面的集積による効率的な農業経営に資するよう努める。
- ④ 本市は、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- ⑤ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するよう配慮する。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体と連携し、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり第1、第3で掲げた目標及び第2の指標で示した効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を策定する。

また、この長期行動計画と併せて、年度別活動計画において行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの農用地の利用の集積を推進する。

② 関係機関・団体の協力

県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資するため、相互に連携を図るよう努めるものとする。

7 農地中間管理事業に関する事項

(1) 活動方針

本市は、農業経営の規模拡大及び農用地の集積・集約化等の促進を図るため、公益社団法人岩手県農業公社から業務を受託し、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体との連携のもとで次に掲げる事項を積極的に実施する。

- ① マスタープランやマスタープランを基礎として策定される地域計画の実現に向け、年度ごとの目標を定め、その目標の貸借を目指す。
- ② 遊休農地等については、借入者が確実に見込むことができる場合を前提に、その意向を踏まえながら農用地の耕作条件の改善等を行い利用の促進を図る。

(2) 重点事項

これまでの取り組みを基本としながら、農用地の集積・集約化及び優良事例の積極的な発信等、次に掲げる重点事項を定めて事業を推進する。

- ① 事業の普及啓発及びマスタープランやマスタープランを基礎として策定される地域計画の実現に向けた支援等の継続的な実施
- ② 県内の先行事例集を活用した取り組みの実施
- ③ 耕作条件改善及び遊休農地解消対策と連携した事業の実施
- ④ 地図情報を活用した農用地の集積・集約化の支援

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年8月11日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成22年4月12日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年3月28日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成28年11月8日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和4年2月25日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別表1（第2の1（1）②関係）

（個別経営体）

1 営農類型、経営規模及び生産方式

営農類型	経営規模	生産方式
<p>水稲 +小麦</p>	<p>〈作付面積等〉 ・水稲=15.0ha ・小麦=8.0ha 〈経営面積〉 ・23.0ha （うち借地10.0ha）</p>	<p>〈資本装備〉 ・トラクター（50ps）1台 ・田植機（6条）1台 ・小麦播種機1台 ・乗用管理機1台 ・コンバイン（5条）1台 ・乾燥機（3.5t）3台、他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目を導入</p>
<p>水稲（作業受託含） +小麦</p>	<p>〈作付面積等〉 ・水稲=3.0ha ・作業受託=15.0ha （水稲基幹3作業） ・小麦=10.0ha 〈経営面積〉 ・13.0ha</p>	<p>〈資本装備〉 ・トラクター（50ps）1台 ・田植機（6条）1台 ・小麦播種機1台 ・乗用管理機1台 ・コンバイン（5条）1台 ・乾燥機（3.5t）3台、他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目を導入</p>
<p>水稲 +飼料用米</p>	<p>〈作付面積等〉 ・水稲=15.0ha ・飼料用米=9.0ha （直播栽培） 〈経営面積〉 ・24.0ha （うち借地9.6ha）</p>	<p>〈資本装備〉 ・トラクター（50ps）1台 ・田植機（6条）1台 ・直播オプション1式 ・乗用管理機1台 ・コンバイン（5条）1台 ・乾燥機（3.5t）3台、他 〈その他〉 ・飼料用米は直播を導入</p>

営農類型	経営規模	生産方式
水稲 +WCS	〈作付面積等〉 ・水稲=15.0ha ・WCS=9.0ha (直播) 〈経営面積〉 ・24.0ha (うち借地9.6ha)	〈資本装備〉 ・トラクター (50ps) 1台 ・田植機 (6条) 1台 ・直播オプション1式 ・乗用管理機1台 ・コンバイン (5条) 1台 ・乾燥機 (3.5t) 3台、他 〈その他〉 ・WCSは直播導入、収穫期以降は作業受託
水稲 (作業受託含) +小麦 +野菜	〈作付面積等〉 ・水稲=14.0ha ・作業受託=2.0ha (水稲基幹3作業) ・小麦=5.0ha ・いちご=0.1ha 〈経営面積〉 ・19.1ha	〈資本装備〉 ・トラクター (50ps) 1台 ・田植機 (6条) 1台 ・コンバイン (4条) 1台 ・乗用管理機1台 ・小麦播種機1台 ・乾燥機 (3.5t) 3台、他 〈その他〉 ・ほ場の集団化
水稲 +野菜	〈作付面積等〉 ・水稲=13.0ha ・作業受託=3.0ha (水稲基幹3作業) ・なす=0.2ha 〈経営面積〉 ・13.2ha	〈資本装備〉 ・トラクター (50ps) 1台 ・田植機 (6条) 1台 ・コンバイン (4条) 1台 ・動力噴霧機1台 ・管理機 (ロータリー付1台)、他 〈その他〉 ・なすは露地トンネル栽培
野菜専作	〈作付面積〉 ・トマト=0.5ha 〈経営面積〉 ・0.5ha	〈資本装備〉 ・パイプハウス 5,000㎡ ・トラクター (20ps) 1台 ・点滴かん水施肥栽培システム1式、他 〈その他〉 ・養液土耕栽培 ・収穫期に雇用を導入

営農類型	経営規模	生産方式
野菜専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きゅうり=0.55ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0.55ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス 1,500㎡ ・トラクター (30ps) 1台 ・動力噴霧機 (自走式) 1台 ・温風暖房機1台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・露地普通、半促成+抑制の組み合わせ ・収穫期を中心に雇用を導入
野菜専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピーマン=0.6ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0.6ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス 6,000㎡ ・トラクター (20ps) 1台 ・動力噴霧機 (自走式) 1台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨除け栽培 ・収穫期を中心に雇用を導入
花き専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・りんどう=0.9ha ・トルコギキョウ=0.1ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1.0ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス 1,000㎡ ・トラクター (20ps) 1台 ・フラワーバインダー1台 ・動力噴霧機 (自走式) 1台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・りんどうは極早生、早生、晩生、極晩生品種の組み合わせ (採花ほ場面積のみ)
花き専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小ぎく=2.0ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.0ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (30ps) 1台 ・動力噴霧機 (自走式) 1台 ・フラワーバインダー1台、 ・移植機、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月咲き、9月咲き、10月咲き品種の組み合わせ
果樹専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・りんご=2.0ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.0ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (20ps) 1台 ・スピードスプレーヤ1台 ・ロータリーモア (乗用) 1台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早生、中生、晩生品種の組み合わせ ・共同選果

営農類型	経営規模	生産方式
工芸作物専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葉たばこ=2.4ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.4ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター（30ps）1台 ・葉たばこ管理作業車（高架型）1台 ・葉たばこ幹刈機1台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター作業が可能なほ場条件の整備 ・施設、機械導入は補助事業を活用
酪農専作	<p>〈作付面積等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛=42頭 ・飼料作物=3.0ha ・草地=16.0ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19.0ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜舎 680㎡ ・トラクター（50ps、85ps）2台 ・パイプラインミルクカー、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月2回ヘルパー利用 ・ほ場の集団化 ・飼料調製用機械の共同所有、共同作業
肉用牛（一貫）	<p>〈作付面積等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黒毛和種（繁殖）=24頭 ・黒毛和種（肥育）=64頭 ・草地=5.5ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5.5ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜舎 660㎡ ・トラクター（50ps）2台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集団化 ・公共牧場を利用
肉用牛（繁殖） + 水稲	<p>〈作付面積等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黒毛和種=25頭 ・水稲=3.1ha ・草地=3.6ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6.7ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜舎 300㎡ ・トラクター（50ps）1台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集団化 ・機械の共同所有、共同作業 ・公共牧場を利用
肉用牛（肥育） + 飼料用米	<p>〈作付面積等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黒毛和種=100頭 ・草地=3.5ha ・飼料用米=13.0ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16.5ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜舎 610㎡ ・トラクター（50ps）2台 ・田植機（6条）1台 ・直播オプション1式 ・コンバイン（4条）1台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集団化 ・飼料用米は直播を導入

営農類型	経営規模	生産方式
養豚専作	<p>〈飼育頭数〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖雌豚=100頭 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種豚舎 351m² ・子豚舎 194m² ・肥育舎 640m² ・分娩舎 204m²、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖・肥育の一貫経営
肉用鶏専作	<p>〈飼育羽数〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肉用鶏=20,000羽 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶏舎 2,310m²、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動給餌等省力管理方式の導入 ・年5回出荷

別表2（第2の1（2）②関係）

（リーディング経営体）

2 営農類型、経営規模及び生産方式

営農類型	経営規模	生産方式
水稲 ＋小麦	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲＝25.0ha ・小麦＝11.0ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・36.0ha （うち借地15.0ha） 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター（50ps）2台 ・田植機（6条）2台 ・乗用管理機1台 ・コンバイン（5条）2台 ・乾燥機（3.2t）3台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工の導入
野菜専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トマト＝1.2ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1.2ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス 12,000㎡ ・トラクター（20ps）1台 ・動力噴霧機（自走式）1台 ・点滴かん水施肥栽培システム1式、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養液土耕栽培 ・収穫期に雇用を導入
野菜専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トマト＝0.5ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0.5ha 	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補強型ハウス 5,000㎡ ・複合環境制御装置、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単収30t ・長期的な雇用
果樹 ＋水稲	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・りんご＝3.0ha ・水稲＝7.0ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10.0ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター（30ps）1台 ・コンバイン（4条）1台 ・スピードスプレーヤ1台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・りんごは早生、中生、晩生品種の組み合わせ ・りんごは共同選果
酪農専作	<p>〈作付面積等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛＝90頭 ・飼料作物＝5.0ha ・草地＝30.0h <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・35.0ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜舎 1,080㎡ ・トラクター（50ps、85ps）2台 ・ミルクングパーラー、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーストール方式の導入

営農類型	経営規模	生産方式
酪農専作（飼料生産外部委託）	<p>〈作付面積等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経産牛=90頭 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畜舎 1,080㎡ ・ トラクター（50ps、105ps） ・ ミルキングパーラー、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TMRセンター利用 ・ フリーストール方式の導入

別表3 (第2の1 (3) ③関係)

(集落型の農業法人)

3 営農類型、経営規模及び生産方式

営農類型	経営規模	生産方式
<p>水稲 +小麦</p> <p>主たる従事者2人</p> <p>(参考) 構成員の 労賃・地代収入 合計額 441万円</p>	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲=26.0ha ・小麦=14.0ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40.0ha (うち借地40.0ha) 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (50ps) 2台 ・田植機 (6条) 2台 ・麦播種機1台 ・乗用管理機1台 ・コンバイン (5条) 2台 ・乾燥機 (5 t) 3台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業の導入
<p>水稲 +大豆</p> <p>主たる従事者2人</p> <p>(参考) 構成員の 労賃・地代収入 合計額 425万円</p>	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲=26.0ha ・大豆=14.0ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40.0ha (うち借地40.0ha) 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (50ps) 2台 ・田植機 (6条) 2台 ・大豆播種機 (点播4条) 1台 ・乗用管理機1台 ・コンバイン (5条) 2台 ・普通型コンバイン1台 ・乾燥機 (3.2 t) 3台 ・静置式乾燥機 (1.8t) 2台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業の導入
<p>水稲 +りんどう</p> <p>主たる従事者2人</p> <p>(参考) 構成員の 労賃・地代収入 合計額 976万円</p>	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲=26.0ha ・りんどう=2.0ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・28.0ha (うち借地28.0ha) 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (50ps) 2台 ・田植機 (6条) 2台 ・コンバイン (5条) 2台 ・乾燥機 (5 t) 3台 ・動力噴霧機 (自走式) 2台 ・フラワーバインダー1台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集団化

別表4（第2の1（4）②関係）

（新たに農業経営を行う青年等）

4 営農類型、経営規模及び生産方式

営農類型	経営規模	生産方式
野菜専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きゅうり=0.2ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0.2ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス 2,000㎡ ・トラクター（20ps）1台 ・動力噴霧機（自走式）1台 ・温風暖房機、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半促成+抑制栽培 ・機械施設は中古（標準価格の1/2） ・単収は19t/10a
野菜専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きゅうり=0.2ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0.2ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター（20ps）1台 ・管理機（ロータリー付）1台 ・マルチャー（管理機用）1台 ・マルチスプレーヤー（クローラ自走式）1台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・露地栽培 ・機械施設は中古（標準価格の1/2） ・単収は12t/10a
野菜専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トマト=0.2ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0.2ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス 2,000㎡ ・トラクター（20ps）1台 ・動力噴霧機（自走式）1台 ・点滴かん水施肥栽培システム1式、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏秋どり、養液土耕栽培 ・機械施設は中古、（標準価格の1/2、ただし養液土耕栽培システム1式は除く） ・単収は12t/10a

営農類型	経営規模	生産方式
野菜専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニトマト=0.12ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0.12ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス 1,200㎡ ・トラクター（20ps）1台 ・動力噴霧機（自走式）1台 ・ミニトマト選別機1台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏秋どり、自動かん水、養液土耕栽培 ・機械施設は中古（標準価格の1/2） ・単収は6.5t/10a
野菜専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピーマン=0.2ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0.2ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス 2,000㎡ ・トラクター（20ps）1台 ・動力噴霧機（自走式）1台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨よけハウス栽培 ・機械施設は中古（標準価格の1/2） ・単収は9t/10a
野菜専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なす=0.3ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0.3ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理機（ロータリー付）1台 ・マルチャー（管理機付）1台 ・動力噴霧機（自走式）1台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械は中古（標準価格の1/2） ・単収は7t/10a
野菜専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほうれんそう=0.4ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0.4ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス 2,000㎡ ・トラクター（25ps）1台 ・真空播種機（人力、2条）1台 ・ほうれんそう調製機（全長300cm）1台 ・野菜フィルム包装機（計量器付）1台 ・予冷庫1台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨よけ栽培4回転 ・機械施設は中古、（標準価格の1/2） ・単収は0.9t/10a（1回転当たり）

営農類型	経営規模	生産方式
菌茸専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生しいたけ=28,000玉 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウレタン吹き付けハウス 646㎡ ・温風暖房機 ・予冷库（1坪）1台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・菌床、春夏+秋冬発生型栽培 ・機械は中古（標準価格の1/2） ・施設は補助事業を活用 ・単収は900kg/1,000玉
花き専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小ぎく=0.5ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0.5ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動力噴霧機（自走式）1台 ・フラワーバインダー1台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月咲き0.2ha、9月咲き0.3ha ・機械は中古（標準価格の1/2） ・単収は29,000本/10a
花き専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・りんどう=0.38ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0.38ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター（20ps）1台 ・動力噴霧機（自走式）1台 ・下葉取り機1台 ・結束機1台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早生品種0.2ha、晩生品種0.18ha ・単収は早生30,000本/10a、晩生42,000本/10a（定植後3年目以降）

別紙1（第4の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合は、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地について、農業上の利用を目的とする用途として公用又は公共用に供する場合に限る）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る）又は一般社団法人又は一般財団法人（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る）
- 対象土地を耕作又は養畜の事業に供すべき農用地として利用するため、利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる要件
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため、利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・対象土地を、効率的に利用できると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る）（それぞれ対象土地を、農用地以外の土地として行う事業に供する場合に限る）
- 対象土地を混牧林地として利用するため、利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる要件
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため、利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・対象土地を、効率的に利用できると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第1項第7号又は第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を、当該事業に供する場合に限る）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため、利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・対象土地を、効率的に利用できると認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る）の設定（又は移転）を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払い方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮するうえで適当と認められる期間、その他利用目的に応じて適当と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において、栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて、3年とすることが適当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が、当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において、解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している賃借情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合の借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定める借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意し定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年、農用地利用集積計画に定める日までに、当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する金融機関の口座に振り込むこととし、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに、当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画において、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画において、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時点の当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る）の設定（又は移転）を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払い方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者の双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3に同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等ごとに、農業経営の受託に係る販売額（共済金を含む）から、農業経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械・施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合において、Iの③の中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払い方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的ごとに、近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため、高額の対価により行う取引その他特殊な事情のもとで行われる取引を除く）の価額に比準して算定される額を基準とし、その土地の生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに、所有権の移転を受ける者が、所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座に振り込むこととし、その他の場合は、所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、独立行政法人農業者年金基金及び公益社団法人岩手県農業公社が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、独立行政法人農業者年金基金及び公益社団法人岩手県農業公社の定めるところによるものとする。</p>